

安城市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 3 号

安城市税条例施行規則の一部を改正する規則

安城市税条例施行規則（昭和 4 4 年安城市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 及び様式第 7 を次のように改める。

様式第 6

年 月 日

安城市長



納 期 限 変 更 告 知 書

地方税法第 13 条の 2 第 1 項の規定により、繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更します。

変更理由	
変更後の納期限	
納 付 場 所	

納 税 者 又 は 特別徴収義務者		住所又は所在地			課税情報	
		氏名又は名称				
科目	賦年	相年	期(月)	未納額(円)	納期限	
	通知書番号					
合計						
<備考>						

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第 19 条の 4 の規定による期限のうち、いずれか早い期限まで、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】

()

様式第7（その1）

年 月 日

安城市長



過誤納金還付（充当）通知書

あなたの納めた税金で、納めすぎとなった金額を下記＜充当先の詳細＞のとおり充当しました。
この通知書は、充当した税金の納付の証拠となるものですから、大切に保管してください。

納付義務者 氏名・名称

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還付額
		円		円		円		円

＜過誤納の詳細＞

科目	納付すべき額			納付済額			過誤納額		
	本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金
年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円
期月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円

＜充当先の詳細＞

充当先 氏名・名称

科目	通知書番号	期月	充当額			充当後の未納額		
	年度		本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金
			円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円
合計			円	円	円	円	円	円

＜振込先口座＞

金融機関名				支店名	
口座種別	口座番号		口座名義人		

この処分について不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表となります）、裁判所に提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、

は審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 還付加算金は雑所得として課税対象となります。

備考

【お問い合わせ先】

()

様式第7（その2）

年 月 日

安城市長



過誤納金還付（充当）通知書

あなたの納めた税金で、納めすぎとなった金額を下記＜充当先の詳細＞のとおり充当しました。
この通知書は、充当した税金の納付の証拠となるものですから、大切に保管してください。

納付義務者 氏名・名称

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還付額
		円		円		円		円

＜過誤納の詳細＞

科目	法人市民税			事業年度開始日				法人番号		
申告区分	納付すべき額			納付済額			過誤納額			
	本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

＜充当先の詳細＞

充当先 氏名・名称

科目	通知書番号		期月	充当額			充当後の未納額		
	年度			本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金
				円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円	円
合計				円	円	円	円	円	円

＜振込先口座＞

金融機関名				支店名	
口座種別	口座番号		口座名義人		

この処分について不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表となります）、裁判所に提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、

は審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 還付加算金は雑所得として課税対象となります。

備考

【お問い合わせ先】

()

様式第 9 及び様式第 10 を次のように改める。

完 納 証 明 書

納付義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

年 月 日現在、納期限到来済の市税について、現に滞納はありません。

上記のとおり相違ないことを証明する。

備考

年 月 日

安城市長 

()

軽自動車税納税証明書 (継続検査用)

納 義 税 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	

車 両 番 号	
納 税 年 月 日	
この証明書の有効期限	
備 考	

上記車両番号に係る軽自動車税は滞納がないことを証明する。

年 月 日

安城市長

印

第 1 片

督促状

以下の金額を至急市指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）してください。

安城市長



税額	円	延滞金	円
備考			
通知書番号	（		
			）

本状到着前に納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。
やむを得ず納付指定期限内に納付できない事情のある方は、お早めに納税課に連絡してください。

第2片

安城市 納付書 (納入済通知書)	安城市 納付書 (原符)	安城市 領収証書																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>口座記号番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td>納付期別</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知書番号</td> <td colspan="4">年度</td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	合計金額				取納機関番号	口座記号番号	納付番号	確認番号	納付区分	納付期別	納期限	通知書番号	年度				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td></td> <td>納税義務者名</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円	督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円	納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号		納期限		納期限		指定期限		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td></td> <td>納税義務者名</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円	督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円	納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号		納期限		納期限		指定期限							
加入者名	安城市会計管理者	合計金額																																																																								
取納機関番号	口座記号番号	納付番号	確認番号	納付区分	納付期別																																																																					
納期限	通知書番号	年度																																																																								
加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円																																																																					
督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円																																																																					
納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号																																																																						
納期限		納期限		指定期限																																																																						
加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円																																																																					
督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円																																																																					
納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号																																																																						
納期限		納期限		指定期限																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>納付日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> (注意) バーコードがないもの、あっても誤取 ができないものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストアでは納付で きません。 </td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td>指定期限</td> <td>バーコード</td> <td>使用期限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 領収日付印 </td> </tr> </table>	税額	延滞金	合計金額				督促手数料		督促手数料		納付日		(注意) バーコードがないもの、あっても誤取 ができないものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストアでは納付で きません。						納税義務者名	指定期限	バーコード	使用期限	領収日付印		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計金額</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>納付日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> (注意) バーコードがないもの、あっても誤取 ができないものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストアでは納付で きません。 </td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td>指定期限</td> <td>バーコード</td> <td>使用期限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 領収日付印 </td> </tr> </table>	税額	延滞金	合計金額				督促手数料		督促手数料		納付日		(注意) バーコードがないもの、あっても誤取 ができないものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストアでは納付で きません。						納税義務者名	指定期限	バーコード	使用期限	領収日付印		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td></td> <td>納税義務者名</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円	督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円	納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号		納期限		納期限		指定期限	
税額	延滞金	合計金額																																																																								
督促手数料		督促手数料		納付日																																																																						
(注意) バーコードがないもの、あっても誤取 ができないものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストアでは納付で きません。																																																																										
納税義務者名	指定期限	バーコード	使用期限	領収日付印																																																																						
税額	延滞金	合計金額																																																																								
督促手数料		督促手数料		納付日																																																																						
(注意) バーコードがないもの、あっても誤取 ができないものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストアでは納付で きません。																																																																										
納税義務者名	指定期限	バーコード	使用期限	領収日付印																																																																						
加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円																																																																					
督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円																																																																					
納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号																																																																						
納期限		納期限		指定期限																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td></td> <td>納税義務者名</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円	督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円	納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号		納期限		納期限		指定期限		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td></td> <td>納税義務者名</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円	督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円	納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号		納期限		納期限		指定期限		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">安城市会計管理者</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">円</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税義務者名</td> <td></td> <td>納税義務者名</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>納期限</td> <td></td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円	督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円	納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号		納期限		納期限		指定期限	
加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円																																																																					
督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円																																																																					
納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号																																																																						
納期限		納期限		指定期限																																																																						
加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円																																																																					
督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円																																																																					
納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号																																																																						
納期限		納期限		指定期限																																																																						
加入者名	安城市会計管理者	税額	円	延滞金	円																																																																					
督促手数料		督促手数料	円	合計金額	円																																																																					
納税義務者名		納税義務者名	円	通知書番号																																																																						
納期限		納期限		指定期限																																																																						

備考

第1片の裏面には督促の根拠となった法律、延滞金及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合に執られる措置並びにこの督促について不服がある場合における救済の方法等を、第2片の裏面には納付場所等を記載する。

督促状

本状に記載されている税目について納期限を超過しても納付がされていないため、地方税法第329条の規定により督促します。至急納付してください。
 なお、金融機関で納められてから納入済通知書が市に届くまで1週間から10日ほどかかります。既に納付されている場合には、行き違いですのでご容赦ください。

年度・税目			法人番号
年度（年度分） 法人市民税			
未納額			合計金額
円			円
事業年度			申告区分
年 月 日（自）			
年 月 日（至）			
備考			
延滞金が生じた場合は後日請求させていただきます。			
◆延滞金 税額に対し、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1か月間は、年7.3%）の割合を乗じて計算された延滞金が加算されます。ただし、延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、当該年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1%に満たない場合には、年0.1%の割合）になります。なお、納期限の翌日から1か月間は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合、年0.1%に満たない場合には年0.1%の割合）になります。			
◆審査請求等 この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表となります）、裁判所に提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。			
◆滞納処分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金・延滞金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。			

【お問い合わせ先】

()

督促状

本状に記載されている科目について納期限を経過しても納付がされていないため、地方税法第329条及び第335条の規定により督促します。至急納入してください。

なお、納税者が退職・転職等により、あなたの事業所で給与の支払いをしなくなったときは異動届出書の提出が必要です。必ず異動のあった月の翌月10日までに市民税課へ提出してください。

また、本状到着前に納付済の場合は行き違いですのでご容赦ください。

納付後1か月以内の納税証明書及び完納証明書の申請には領収証書をお持ちください。

年度・科目・期月			通知書番号
年度（年度）			
未納額			合計金額
円			円
備考			
<p>延滞金が生じた場合は後日請求させていただきます。</p> <p>退職・休職・長欠等のため、特別徴収のできなくなった納税者について、未徴収税額を納税者の了解を得て、退職手当等により一括徴収にて納入くださるようご協力をお願いいたします。</p>			
<p>◆延滞金 税額に対し、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1か月間は、年7.3%）の割合を乗じて計算された延滞金が加算されます。ただし、延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、当該年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年0.1%に満たない場合には、年0.1%の割合）になります。なお、納期限の翌日から1か月間は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合、年0.1%に満たない場合には年0.1%の割合）になります。</p> <p>◆審査請求等 この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表となります）、裁判所に提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>◆滞納処分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金・延滞金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>◆科目名の略称説明 【略称】市県民税（特別徴収） ⇒ 【科目】市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）</p>			

【お問い合わせ先】

()

様式第12（その2）を次のように改める。

第1片

あなたの市民税・県民税、森林環境税を
本書のとおり変更しましたので通知します。

年 月 日
安城市長



お問い合わせ先	
---------	--

なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴えるは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額の変更通知書

(単位：円)

▼賦課期日時点氏名・住所

--

	通知書番号	
	金融機関名	
	(支店名)	
変更前	口座番号	振替方法
変更後 (新規)	(口座名義人)	

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限					
変更前					
変更後 (新規)					
充当額					
納付済					
差引					
			納期限	納付額	前納報奨金
					差引納付額

▼一括で納めていただく場合

*一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

▼4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

公的年金の種類			
支払者の名称		年金より特別徴収される額	
支払者の法人番号			

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

変更前			
変更後 (新規)		年金より特別徴収される額	

年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書

(単位：円)

▼所得金額等

給与収入	
公的年金等収入	
合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

▼所得控除額

控除合計	

▼扶養親族該当区分

▼本人該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	勤労学生
----	----	----	----	----	-------	-----	----	----	----	------	----	----	----	------

▼算出税額	市民税	県民税
税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		
	森林環境税額	
	減免額・免除額	
	年税額(住民税及び森林環境税の額)	
	給与・公的年金等からの特別徴収税額	
	差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)	
	控除不足額	
	(うち還付額)	

▼課税標準額

第2片

安城市 納付書 (納入済通知書)

年度 (年度分) 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市 会計管理者	口座記号番号	合計金額	円
取納機関番号	納付番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	年度	期別	

安城市

納付書(原符)

年度 (年度分)

市県民税・森林環境税 期



加入者名	安城市会計管理者
口座記号番号	
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

安城市 領収証書

下記のとおりに領収しました。

年度 (年度分)

市県民税・森林環境税 期

加入者名	安城市会計管理者
口座記号番号	
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

コンビニ収納用

税額	円	延滞金	円	領収日付印
督促手数料	円	合計金額	円	
(ご注意) バーコードがないもの、あつても読取ができないものや金額を訂正した場合は、コンビニでは納付できません。				安城市保管・コンビニ本部控
				納税義務者名

領収日付印

金融機関保管・コンビニ店舗控

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

備考 第1片の裏面には賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期、納期限までに税金を納付しなかった場合に於いて執られるべき措置等を、第2片の裏面には納付場所等を記載する。

様式第14を次のように改める。

様式第16を次のように改める。

様式第 1 6

年 月 日

安城市長



法人市民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号		法人番号	
法人名			
所在地			
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人税の 修正・更正日	年 月 日
更正決定事由			

区分	更正・決定前	更正・決定後	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	円	円	
分割基準	/	/	
課税標準額又は分割課税標準額	円	円	
税率	%	%	
法人税割額	円	円	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	円	円	
税額控除超過額相当額の加算額	円	円	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	円	円	
外国の法人税等の額の控除額	円	円	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	円	円	
差引法人税割額	円	円	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	円	円	
納付すべき法人税割額	① 円	② 円	
均等割月数	月	月	
納付すべき均等割額	③ 円	④ 円	
合計税額 (①+③) 又は (②+④)	⑤ 円	⑥ 円	
この通知により納付すべき又は還付すべき (-印) 税額 (⑥-⑤の差引増減額)		⑦ 円	
指定納期限	⑦の内訳	法人税割額 (②-①)	円
		均等割額 (④-③)	円

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 29 を次のように改める。

様式第 3 1 を次のように改める。

様式第 3 1

原動機付自転車・小型特殊自動車
標識交付証明書

		発行番号	
所有者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
納税義務者区分			
標識番号			
種別			
定置場			
所有形態			
車名			
車台番号			
型式		型式認定番号	
総排気量又は 定格出力		原動機型式	
最高速度		最高出力	
長さ		幅	
納税義務発生 年月日		年式	
備考			

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

安城市長



附 則

この規則は、公布の日から施行する。